

会計年度任用職員（鳥獣被害対策指導員）募集要項

令和6年2月19日
宮 城 県

令和6年度会計年度任用職員（鳥獣被害対策指導員）の採用選考を次のとおり行います。

1 職種及び採用予定人員

会計年度任用職員（鳥獣被害対策指導員） 2名

2 任期

採用日から令和7年3月31日まで

- ・ 採用後1ヶ月その職務を良好な成績で遂行した場合に正式採用されます。
- ・ 人事評価等により、任期を更新する場合があります。

3 職務内容

- ・ 市町村における鳥獣被害対策の支援に関すること
- ・ 農家等に対する被害防除方法等の指導・助言に関すること
- ・ 野生鳥獣による被害状況等の調査に関すること
- ・ その他野生鳥獣による被害対策及び狩猟者確保対策に関すること

※ 上記の職務には有害鳥獣の捕獲活動を含みます。

4 勤務先

宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部（柴田郡大河原町字南129-1）

5 身分及び勤務条件等

（1）身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により、一
会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤の地方公務員です。

（2）服務

地方公務員法に定められた法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁
止、秘密を守る義務、政治的行為の制限等の規定が適用されます。

（3）勤務時間等

勤務時間：1日7.25時間（週4日勤務） ※シフトにより土日・祝日勤務があります。

（4）給与

給与月額 約170,000円。このほか、県の規定により通勤手当等が支給されます。

（5）年次有給休暇

採用初年度（4月採用の場合）10日。このほか、県の規定により有給及び無給の休暇が
あります。

（6）社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害（公務上の災害又は通勤による災害）が適
用されます。

6 応募資格

普通自動車免許（A T限定可）を保有し、パソコンを使用して簡単な文書作成及び表計算ができる方で法令に基づき職務のため銃を所持できる公務員として25年以上勤務した方。ただし、次のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党又はその他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 応募方法

- (1) 受付期間 令和6年2月20日(火曜日)から令和6年3月8日(金曜日)まで。
- (2) 提出書類 会計年度任用職員申込書(その1) 履歴等を記載してください。
会計年度任用職員申込書(その2) 志望動機を記載してください。
※ 提出していただいた書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。
- (3) 提出方法 郵送又は持参によりお申し込みください。
※ 郵送で申し込む場合は令和6年2月29日までの消印があるものに限り有効とします。また、持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時までとなります。

8 選考方法

申込書類による書類選考及び面接を行います。

種目	内 容
書類選考	応募資格の有無、申込書に記入された内容の真否、志望動機等
面 接	会計年度職員（鳥獣被害対策指導員）としての適格性についての人物面からの考査

面接日時及び会場については、申込書類を受付後、「10 申込先（問合せ先）」の自然保護課から電話連絡します。

9 合否の通知

合否の結果については、令和6年3月11日（月曜日）以降に書面でお知らせします。

10 申込先（問合せ先）

宮城県環境生活部 自然保護課 野生生物保護班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 行政庁舎13階

電話番号 022-211-2673